

引越しチェックリスト

	手続きの種類	届け先	手続きの方法	チェック
約 1 週 間 前	住民移動・転出届	現住所の市町村役所	本人または世帯主が、所定の用紙に記入。印鑑が必要。	
	国民年金 国民健康保険	”	本人または家族が連絡。それぞれ国民年金手帳、国民健康保険証、印鑑が必要。	
	福祉関係 〔乳児医療、 児童手当、 老人医療、 敬老年金〕	”	本人または家族が手続き。印鑑、転出証明が必要。	
	印鑑登録	”	本人または代理人(委任状)が手続き。実印が必要。	
	不用品処分大 型ゴミ	市町村役所 または 環境事業局	地方により違うのでとりあえず役所受付に早めに連絡。有料の場合が多い。	
	金融機関届	銀行窓口	本人が所定用紙に記入。銀行届印が必要。 ※クレジット・保険会社は電話で連絡する。	
	事 前 (4 日 前)	郵便物の転送届	<転居届>添付のハガキに記入してポストへ投函してください。一年間転送してくれます。	
電話の移転届		管轄NTT	電話で連絡(116)。	
水道料金の清算		現管轄の営業所	電話で連絡。集合住宅は家主管理の場合があります。	
ガス料金の清算		現管轄の営業所	電話で連絡。指定日に係員が来てガスを止め、料金を清算します。	
電気料金の清算		現管轄の営業所	電話で連絡。指定日に係員が来て電気を止め、料金を清算します。	
新聞などの 料金清算		現管轄の営業所	配達人に伝えるか電話連絡。	
転校届		転入先の学校長	本人または親が前校で揃えてもらった書類を提出。	
住居転入届		市町村役所	本人または世帯主が転入14日以内に手続き。転出証明、印鑑が必要。	
お 引 越 後	国民年金、国民 保険、福祉関係	”	”	
	水道開栓	水道局または役所	新設の場合は水道公認業者に問い合わせる。既成住宅の場合届け人の印鑑と前使用者の名前。借家の場合家主の印鑑と賃貸借契約書。	
	運転免許証 の住所変更	所轄の警察または 安全協会		
	自動車の登録 変更	引越先の 陸運事務所	本人または代理人(委任状)が転居後15日以内に手続き。車庫証明、車体検査、新住民票、実印、車が必要。	

お引越のことならアンサー引越しにお任せください!

 **0120-834-754**

株式会社アンサー

〒651-2121 神戸市西区水谷1丁目19番44号

TEL.078-915-2170 FAX.078-915-2171